

別紙 2

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第 1 この契約により、上里町(以下「甲」という。)から事務の委託を受けた者(以下「乙」という。)は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報(以下「個人情報等」という。)を取り扱う際には、個人情報等の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密の保持)

第 2 乙(第 4 の委託先を含む。以下同じ。)は、この契約による事務に関して知り得た個人情報等をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 乙は、この契約による事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に係る個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報等の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

3 前 2 項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(厳重な保管及び搬送)

第 3 乙は、この契約による事務に係る個人情報等の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するため、個人情報等の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第 4 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による個人情報等の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲が認めた場合には、この限りではない。

(委託目的以外の利用等の禁止)

第 5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報等を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第 6 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報等を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第 7 乙は、この個人情報等取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報等の返却又は処分)

第 8 乙は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係る個人情報等を、速やかに甲に返却し、又は漏えいしない方法で確実に処分しなければならない。

ない。

(遵守状況の報告・調査)

第 9 甲は、乙に対し、個人情報等を取扱う従業者の明確化、従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況について報告を求めることができる。また、必要に応じて実地の調査を行うことができるものとする。

(措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第 10 甲は、乙がこの個人情報等取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(その他)

第 11 乙は、前第 1 から第 10 までに掲げるもののほか、個人情報等の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。